

番号：140132

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部乾燥畑作地帯第一課

案件名：コメ振興支援計画プロジェクト（ポストハーベスト技術改善）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：ポストハーベスト技術改善
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等：

- (1) 全体期間：2014年5月上旬から2014年7月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 1.53 M/M、合計 1.83 M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地調査期間 整理期間
3日 46日 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：4月16日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	ポストハーベスト技術に係る各種業務
対象国／類似地域	タンザニア／全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要。

6. 業務の背景

タンザニアにおいて農業分野は、GDPの約4分の1および輸出額の約2割程度を占め、かつ人口の4分の3の生計を支えており、タンザニアにおける経済成長の核であると共に貧困削減の鍵である。そのため2010/11年度から5年間を対象とする国家開発戦略「成長と貧困削減のための国家戦略フェーズII (MKUKUTA-II)」では、農業の成長率を2015年までに6.0%に上げることを目標としているが、農業セクター成長率は過去数年4~5%/年にとどまっている。その中でメイズに次ぐ穀物生産量(132万トン、2012年)であるコメは、技術的観点から生産増のポテンシャルが高くかつ換金作物であることから、「農業の商業化」を目指すタンザニア政府は、コメ生産量の増加を優先課題としている。しかし、消費の増大に国内生産が追い付かず、毎年国内消費量の7~8%を占める10万トン以上を海外からの輸入に頼っている現状である。そのためタンザニアは国家稲作開発戦略(National Rice Development Strategy: NRDS)を2009年に策定し、2008年のコメ生産量899,000トンを2018年には1,963,000トンへ倍増することを目標として掲げている。

我が国は、タンザニアにおける農業分野支援として、1970年代からキリマンジャロ州における灌漑稲作技術にかかる協力を実施してきた。その成果として、「キリマンジャロ農業技術者訓練センター(KATC)」の機能が強化されるとともに、農家圃場でのコメの生産性が向上する栽培体系と研修方法が確立された。さらに2007年~2012年は、この研修方法によるコメ生産技術の全国普及を目的に、各地域を担当する農業研修所(5ヶ所)と連携した技術協力プロジェクト「灌漑農業技術普及支援体制強化計画」(タンライス-1)が実施された。その結果、コメ生産性の向上を目標として約40ヶ所の灌漑地区に対する「一般研修」が実施され、農家圃場レベルでの普及効果の発現が確認された。一般研修は圃場準備からポストハーベスト(以下「PH」と略す)まで全ての内容が網羅されており、PHとしては脱穀・乾燥・貯蔵が研修されている。また、同研修で生産増加した灌漑地区に対しては、マーケティングなど特定分野の能力強化のために「課題別研修」が実施された。

こうした状況を受けてタンザニア政府は我が国に対し、農業・食糧保障・協同組合省(MAFC)研修局とザンジバル農業・天然資源省(MANR)をカウンターパート機関、同研修局の6研修所およびMANRのキジンバニ農業研修所の計7ヶ所を実施機関として、灌漑農地だけでなく天水畑地・天水低湿地も含めたコメ生産に係る研修を通じた技術普及を推進するため、さらなる技術協力の要請を行った。これを受けてJICAは、2012年11月から2018年12月までの6年間の予定で技術協力プロジェクト「コメ振興支援計画プロジェクト」(タンライス-2)を実施している。

タンライス-2は、コメ生産性向上のための研修を全国的に実施することにより、コメ振興技術が優先コメ生産地域の農家によって活用されることをプロジェクト目標としており、これまでにチーフアドバイザー/マーケティング、稲栽培技術、水管理/農民組織、稲作普及/モニタリング、業務調整の各分野の長期専門家計5名が派遣されている。これら長期専門家に短期専門家を合わせて5分野(普及/モニタリング・稲作栽培・ジェンダー・灌漑地区管理・バリューチェーン(マーケティング))を支援している。実施機関である7研修所から各分野に計14名~16名の教官がカウンターパート(C/P)として配置されており、各分野のC/P群は「タスクグループ」(TG)と称される。

現在、プロジェクト（タンライス-2）開始から1年3ヶ月が経過し、その間にバリューチェーンを除く4分野については全体活動計画・年間活動計画に基づく活動が実施され、残るバリューチェーン分野については、2013年5月16日に開催された第1回Steering committee（SC）において議論された結果、PH技術の改善、とりわけ農業機械分野の取り組みを進めることが関係者間で確認された。なお、PH分野についての課題別研修の実績はないが、タンライス-1で行った一般研修に脱穀・乾燥・貯蔵の項目があるほか、フィリピンから第3国専門家を招聘し、タンザニアにおけるPH機器の一般的な状況について機器の開発/改良とエンジニア育成の観点からダルエスサラームを含む約10県の視察・インタビューによる調査を行った実績がある。

本専門家は、PH分野における課題別研修実施の基本計画を作成し、課題別研修の実施におけるC/Pへの指導業務を担う第三国専門家の活動TORの作成、及びC/PのPH技術に係るキャパシティの分析と育成上の課題を検討し、研修能力到達目標を設定することが求められる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、JICAプロジェクト長期専門家と協力の上、バリューチェーン分野のTGメンバーであるKATC及び6農業研修所の計7名～14名の教官と共同で次の業務を実施することを目的としている。

その具体的な業務内容は以下のとおりである。

（1）国内準備期間（2014年5月上旬）

- ① 本プロジェクトに関する詳細計画策定調査報告書（2012年7月作成）、プロジェクト・ドキュメント（英文）、その他関連報告書等を通して、本プロジェクトの活動と計画の詳細を理解する。
- ② タンザニアのコメのバリューチェーンにおけるPHの位置づけ及びタンライス-1、タンライス-2（とりわけ2013年9月～12月に活動したマーケティング分野の短期専門家の報告書）に係る関連資料およびタンライス-1で派遣された第三国専門家報告書の収集・整理・分析を行い、本業務の実施に必要な情報を入手する。
- ③ 関連ドナーによるコメのバリューチェーンの報告書からの情報収集・整理・分析を行う。
- ④ 業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部に提出する。

（2）現地派遣期間（2014年5月中旬～6月下旬）

- ① 関係者（C/P機関及びJICAタンザニア事務所）に業務計画書を提出し、内容の確認を行うとともに、必要に応じて活動計画を修正する。
- ② タンザニアのコメにおけるPHの内容と課題を以下により把握する。
 - （ア）コメのPH分野を担当している政府機関および他の支援ドナーを訪問調査して、これらの機関が対象としているPHの範囲と内容および課題を聞き取る。
 - （イ）タンザニアのコメの品質、消費者市場に流通しているコメの品質の実態、品質が好ましくない場合の要因等を関係者からの聞き取りから把握し、PHの視点からの課題を整理する。

- (ウ) 上記調査結果を整理・分析して、コメのPH分野のバリューチェーン全体の中での重要度と優先課題を整理する。
- ③ タンライス-2のC/Pである7研修所の管轄地域にある灌漑地区におけるPHに係る現状把握のため、以下の活動を行う。結果は下記④の結果と合わせて、「コメのPH現状調査報告書」として取りまとめる。
- (ア) 調査対象灌漑地区の位置・概要などの一般的要件を、Irrigation Scheme Management TGが収集した灌漑地区に係るデータを用いて把握する
- (イ) PH分野の現状把握のため、a) 収穫・PHの方法と技術、b) PHの各プロセスの担い手、c) 各プロセスに使用されている処理機械/道具、d) 収穫後ロスの分量と破米の程度（目視による）等に係る調査項目（コメの販売価格および費用との関連を含む）をC/Pと確認し、調査票を準備する。次に、上記の調査項目を考慮して視察対象施設/機械/道具の視察対象選択要件を設定する。
- (ウ) 上記（イ）で設定した要件にしたがって調査する対象灌漑地区を選定し、インタビュー対象者との連絡等の準備を行う。7研修所中のうちタンライス-1で一般研修を行った4研修所の管轄地域では2地区ずつ、それ以外の3研修所の管轄地域では1地区ずつを目安として合計11地区で調査を行う。このうち、一般研修を行った4研修所管轄内の灌漑8地区については、下記④の調査対象地でもある。
- (エ) 研修所のC/Pと共に選定された各灌漑地区の農家グループを訪問して、当該グループのリーダー・書記・キーファーマー・普及員等4名～5名にグループインタビュー及び関係施設機械/道具の視察を行う。また、必要に応じて、民間セクターの関係者（精米業者、仲買人等）への聞き取りも実施する。その際、各灌漑地区におけるコメの流通パターンと介在するステークホルダーの役割にも留意する。
- (オ) 調査にあたっては、まずキリマンジャロ農業技術者訓練センター（KATC）付近で灌漑地区1ヶ所の調査を試行し、分析を行った上で、調査項目等の改善を行う。必要ならば同地区の補完調査を行う。その後、残りの灌漑地区10地区程度については改訂した質問票を用いて上記（エ）の調査を行う。
- ④ 一般研修が実施された4研修所管轄の8地区では下記④の研修評価調査も同時に実施する。プロジェクト専門家、農業・食糧安全保障・協同組合省（MAFC）研修局、タンライス-1で一般研修を実施したKATCを含む計4研修所のTGメンバーと協議を行った上で、タンライス-1における一般研修効果の把握のため、以下の評価調査を8地区で行う。
- (ア) タンライス-1で実施された一般研修における脱穀・乾燥・貯蔵分野の研修について、その研修方法・研修内容を把握する。
- (イ) タンライス-1で一般研修を実施した灌漑地区におけるPH分野の研修効果把握のための評価項目をC/Pと確認し、質問票を準備する。
- (ウ) タンライス-1で一般研修が実施された4研修所の管轄地域から選出した灌漑地区8ヶ所（各2ヶ所：③で選定済み）を調査対象とし、インタビュー対象者との連絡等の準備を行う。

- (エ)各研修所のC/Pと共に選定された灌漑地区にて調査を実施する(各灌漑地区を訪問して、a)そのリーダー・書記・キーファーマー・普及員を加えた4名～5名に対して質問票を用いたグループインタビューを各地区で行うこと、b)関係施設の視察を行うことを想定)。
- (オ)調査にあたっては、まずKATCでC/Pと共に評価項目と質問票を提案して付近の灌漑地区1ヶ所の調査を試行し、分析を行った上で、調査項目と質問票の改訂を行う。必要ならば同灌漑地区の補完調査を行う。その後、残りの灌漑地区7ヶ所(目安)については、改訂した質問票を用いて上記(エ)の活動を行う。
- ⑤ 6月第1週に開催が予定されているTG会議において、C/Pを指導して下記の活動を行い、PH分野の課題別研修の基本計画(研修の目的、研修内容、期待される効果、研修スケジュール案、教材の種類、講師の要件、実施体制、モニタリングとフォローアップまでを含めた5年間の全体計画)を提案する。基本計画策定にあたっては、研修後に受講農家/普及員から他の農家への普及していくような研修内容となるように留意する。なお、基本計画による課題別研修の実施および実施にあたってのC/Pへの指導業務は第三国専門家が担うことを想定している(第三国専門家派遣は平成26年度第2～3四半期を想定)。また、TGメンバーの個別データの事前収集、TG会議及びそれまでの討議を通じて、TGメンバーであるC/PのPH技術に係るキャパシティ分析と育成上の課題の検討を行い、プロジェクト終了までのC/Pの研修能力到達目標を併せて設定する。
- ⑥ 上記⑤で策定された基本計画を踏まえ、第三国専門家の活動TOR(研修教材/資料の作成及び課題別研修の実施指導を想定)を提案する。なお、タンライス-1における第三国専門家の活動報告書を踏まえてTORを提案する。
- ⑦ 上記の結果を踏まえて、現地業務結果報告書(英文)を作成し、プロジェクト関係者及びJICAタンザニア事務所に報告・提出を行う。

(3) 帰国後整理期間(2014年6月下旬)

- ① 上記活動結果を取りまとめた専門家業務完了報告書(和文)を作成し、報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワーク・プラン

和文2部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所)

英文3部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P機関)

(2) 現地業務結果報告書

英文3部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P機関)

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所)

記載項目には、コメのPH現状方調査報告書、課題別研修の基本計画案、第三国専門家TOR案、を含む。

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD、写真データ等を含む)も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ダルエスサラーム⇒日本を標準とします。

(2) 一般管理費等の上限加算

タンザニアに関する業務については、一般管理費等率の基準(上限)の加算はありません。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2014年5月13日～6月27日を予定しています。

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

- ・チーフアドバイザー/マーケティング(長期派遣専門家)
- ・稲栽培技術(長期派遣専門家)
- ・水管理/農民組織(長期派遣専門家)
- ・稲作普及/モニタリング(長期派遣専門家)
- ・業務調整(長期派遣専門家)

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎 あり
- ② 宿舎手配 あり
- ③ 車両借上げ 必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)
- ④ 通訳備上 なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- ⑥ 執務スペースの提供 農業・食糧安全保障・協同組合省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供(インターネットは使用可能ですが、回線の状況が不安定な場合があります。)

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。
- ・タンザニア国灌漑農業技術普及支援体制強化計画事前評価調査団報告書
(http://staffopac.jica.go.jp/images/report/11873528_01.pdf)
 - ・タンザニア連合共和国灌漑農業技術普及支援体制強化計画中間レビュー報告書
(http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12023313_01.pdf)
 - ・タンザニア連合共和国灌漑農業技術普及支援体制強化計画終了時評価報告書
(<http://staffopac.jica.go.jp/images/report/12124087.pdf>)
 - ・タンザニア連合共和国コメ振興支援計画プロジェクト詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008326.html>)

(3) その他

1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。

2) タンザニア入国に際しては、査証とは別に在留免責証明書（Exemption Certificate: EC）または就労許可証（Work Permit: WP）を入国前に取得する必要があります。必要書類取得にかかる手続きについて、本業務実施契約（単独型）締結後、当機構タンザニア事務所より必要書類等をお知らせします。

3) タンザニア国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、機構タンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上